

令和5年度財政援助団体等監査 措置状況報告書

部局名：区長部局

1 指摘事項

(1)	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団 (下目黒福祉工房) (障害施策推進課)
指 摘 事 項	
<p>物品管理について、区が購入し貸与した備品の、財務情報システムによる貸付処理が行われておらず、年度協定書第5条で規定する基本協定書の物品管理リストの変更手続きが取られていなかった。障害施策推進課は、貸与物品に変更が生じた場合には協定書に基づく事務処理を徹底されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
障害施策推進課	<p>指摘を受けた備品については、財務情報システムによる貸付処理を行い、年度協定の変更手続きを行い物品管理リストに記載した。今後は貸与物品の変更が生じた場合には、備品登録の貸付処理及び管理物品協定書に基づく事務処理を徹底する。</p>

(2) ア	公益財団法人目黒区国際交流協会 (文化・交流課)
指 摘 事 項	
<p>会計処理について、現金と帳簿残高の日々の照合が行われておらず、一部の金融機関の年度末の残高証明書が未入手であった。また、物品管理においても、備品台帳への未記載や備品とならない物品の台帳への記載があった。団体は、現金や物品の管理に当たって、日々の確認や定期的な帳簿・台帳等との照合を確実にし、適正な事務処理に努められたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	<p>会計処理、備品管理を適正に行うべく、関連規定に基づく管理、処理を行うよう改めて確認を行った。なお、指摘のあった個別事案については、順次訂正、改善を図っている。</p>

(2) イ	公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）
指 摘 事 項	
<p>情報管理について、インターネットバンキングを利用する際に、本来、支出権限を持つ者が管理すべきパスワード等を担当者が知り得る状態となっていた。また、各担当者が行っている業務のデータについては、それぞれのパソコンに保存されているのみであった。団体は、情報漏えいやデータ紛失等の事故防止の観点から、情報通信機器やデータに関する管理規程を整備し、作業マニュアルを作成するなど、セキュリティ水準の向上に努められたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	<p>区の規定等を参考とし、団体の実情を踏まえた、情報セキュリティ規定等を速やかに定めるよう求めるとともに、データ管理、IT 資産の管理等についても適切な指導管理を行う。</p>

(3) ア	特定非営利活動法人ほっとステーション（高齢福祉課）
指 摘 事 項	
<p>基本協定書第34条に基づく、指定管理業務に固有の口座が設けられていなかった。また、経理規程が整備されていなかった。団体は、管理経費の入出金等の収支状況が明確になるよう、規程の整備も含めて、適正な会計処理の実施に向けて環境整備を図られたい。高齢福祉課は、適宜会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
高齢福祉課	<p>高齢福祉課は法人に対し、口座開設及び経理規程整備等、適正な会計処理の実施に向け指導を行った。今後も適宜会計処理状況を確認し、適切に指導監督を行う。</p>

(3) イ	特定非営利活動法人ほっとステーション（高齢福祉課）
指 摘 事 項	
<p>物品管理について、基本協定書第37条では、物品について定期的な点検を行うとされているが、点検結果の記録が残されていなかった。また、備品においては備品を特定するシールが未貼付のものがあつた。団体は、指定管理業務において管理すべき物品については、定期的な点検の記録を残し、所管課と点検結果の共有を図られたい。高齢福祉課は、団体による点検状況を把握するとともに、必要な措置を講じられたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
高齢福祉課	<p>高齢福祉課と法人で現状を確認し、物品の点検結果記録</p>

	の作成及び備品シールの貼付を行った。今後は年度協定更新時に点検結果を共有し、双方で点検状況を把握していく。
--	---

(3) ウ	特定非営利活動法人ほっとステーション (高齢福祉課)
指 摘 事 項	
区が貸与した施設のマスターキーを紛失する事故があった。団体は、事故の再発防止に向けて、日常の施設管理手順を見直し、複数の担当者がチェックする体制を構築するなど、管理を徹底されたい。また、高齢福祉課は事故報告を受けてからの対応が速やかに行われなかった。事故発生時に迅速に対応する体制を早急に構築されたい。	
所 属 名	措 置 状 況
高齢福祉課	<p>高齢福祉課と法人は事故後、迅速に再発防止体制を構築した。毎始業時及び終業時に複数の担当者が鍵のチェックを行う等、管理の徹底に努めている。</p> <p>事故報告書の供覧処理が事後処理となっていた点についても、今後は適切に処理していく。</p>

(3) エ	特定非営利活動法人ほっとステーション (高齢福祉課)
指 摘 事 項	
基本協定書第16条で定めている個人情報の取扱いについて、個人情報を取扱う従事者を変更する書面を提出していなかった。団体及び高齢福祉課は、改めて協定書で定めた事項の着実な履行及び確認を行われたい。	
所 属 名	措 置 状 況
高齢福祉課	法人の変更状況等を適宜確認し、適切に指導監督を行う。

(4)	社会福祉法人ちとせ交友会 (保育課)
指 摘 事 項	
目黒区事案決定手続規程第4条においては、1千万円以上の補助金の交付決定は区長が行うことと定められているが、課長により決定されたものがあった。保育課は改めて関係規定を確認し、適正な事務処理を徹底されたい。	
所 属 名	措 置 状 況
保育課	目黒区事案決定手続規程に基づく適切な措置を徹底するよう起案の審議審査者及び決定権者を含め課内全職員への周知を行った。

(5)	シンコースポーツ株式会社（スポーツ振興課）
指 摘 事 項	
<p>会計処理について、総勘定元帳は区に提出した収支明細と一致しないものがあり、また、指定管理業務に関する口座の管理区分が明確でなく、結果的に本社と指定管理業務の資金混在が見られたほか、本部等管理費の内訳を示す資料もなかった。団体は、指定管理業務に関するマニュアルを整備し、照合表を作成するなど、指定管理業務と他の業務の会計を明確に区分されるよう改善されたい。スポーツ振興課は、会計処理の状況を確認し、適切に指導監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
スポーツ振興課	<p>指定管理者に対しては協定により目黒区体育施設における指定管理者業務に係る収支のみを管理する銀行口座を開設し使用するまたは他の方法によって本業務に係る収支を管理する場合は区と協議を行うよう定めている。</p> <p>指定管理者に対しては協定どおりの資金管理となるよう指導しており、令和6年4月末を目途に協議文が提出される予定である。</p>

(6)	NCD株式会社（土木管理課）
指 摘 事 項	
<p>基本協定書第36条に基づく、指定管理業務に固有の口座が設けられていなかった。また、物品管理については、区が貸与した物品の第39条に基づく定期的な点検が行われていなかった。団体は、数多くの施設を管理しており、使用する機器の数量も多くその機能も多様であることから、改めて協定内容を確認の上、適正に物品管理を行われたい。土木管理課は、貸与物品の現況を正確に把握し、必要に応じて基本協定書の物品管理リストを更新されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
土木管理課	<p>基本協定書第36条に基づく、指定管理業務に固有の口座が設けられていなかったことについては、事業者と慎重に協議したが、NCD（株）は、駐輪場事業の銀行口座をその他の受託自治体分を含め1つとしており、目黒区分のみを分割することは、社内システムを含め難しいとの回答であった。</p> <p>一方で、基本協定書第36条が目指している「適切な金銭管理」は必ず実現する必要があることから、NCD（株）からは、口座管理にプロジェクト管理（自治体・指定管理業務・委託管理業務等）の手法を導入してそれぞれの収支管理を徹底してい</p>

	<p>ると区が報告を受けており、適切な金銭管理が可能となる口座運用が当該期間に実施されるよう区とNCD（株）による協議を行ったところである。</p> <p>区とNCD（株）は、口座の分離を行わない当該協議の内容が例外的な対応であることを認識し、適正な会計処理として示せる帳票類を整えるなど金銭管理に誤りが生じないよう今後の業務運営を行っていく。</p> <p>また、基本協定書第39条に基づく物品管理については、NCD（株）による管理が不十分であった一方で、区が作成する物品データが最新でなかったことが判明し、修正したところである。駐輪場運営業務は、物品数も多く、区所有・事業者所有が混在することから、一層の注意を持って、区と事業者が協力することが必要である。事業者の指導に努め、区としても必要な役割を果たしていく。</p>
--	--

(7) ア	公益財団法人ハーモニセンター（道路公園課）
指 摘 事 項	
<p>会計処理について、区が管理経費として毎年支払う小修繕費については、会計年度終了後速やかに精算書を提出することとされているが、例年、残額が発生しないとの理由により精算が行われていなかった。残額の有無にかかわらず精算書を作成し提出されたい。道路公園課は、適宜、会計処理の状況や協定書に基づき、適切に指導監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
道路公園課	<p>指定管理施設の小修繕費について、内容について修繕する際に指定管理者と確認を行い、また事業報告書でも確認している。今後、残額が発生しなくても指定管理者に対して精算書の提出を求め、適切に指導監督をしていく。</p>

(7) イ	公益財団法人ハーモニセンター（道路公園課）
指 摘 事 項	
<p>会計上の固定資産台帳と馬の頭数が一致せず、馬具台帳は取得日や取得金額、異動履歴等の記載がないため内容の一致が確認できなかった。団体は、定期的な実査などにより帳票と実態を一致させるようにされたい。道路公園課は、適宜、管理状況を把握し、適切に指導監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況

道路公園課	指定管理者に対して固定資産台帳と馬の頭数の一致や馬具台帳の記載内容の整備を求め、今後も適切に指導監督を行っていく。
(7) ウ	公益財団法人ハーモニセンター (道路公園課)

指 摘 事 項

決算金額の内訳において、人件費では実際に勤務している人数との不一致が見られ、飼育経費においても頭数が実態と異なっていた。また、諸経費においては本社管理経費との按分計上との説明であったが、その計算過程が確認できなかった。団体は、実態に基づく帳票を作成するとともに、道路公園課は報告様式の見直しを含め、実態を適切に把握できるよう必要な措置を講じられたい。

所 属 名	措 置 状 況
道路公園課	人件費については実際に勤務している人数と一致するよう令和6年度から予算化を行った。馬の頭数については指定管理者に対して確認を行い、飼育経費について適正に算出していく。諸経費については計算過程が説明できるよう帳簿の作成を求め、報告書の様式について見直しを行っていく。

(7) エ	公益財団法人ハーモニセンター (道路公園課)
-------	------------------------

指 摘 事 項

基本協定書第17条で定めている個人情報の取扱いについて、個人情報保護管理責任者の報告がなかった。団体及び道路公園課は、改めて協定書で定めた事項の着実な履行及び確認を行われたい。

所 属 名	措 置 状 況
道路公園課	基本協定書を確認し、個人情報保護管理責任者の報告を求めた。今後も基本協定書を改めて確認し、提出資料等求めていく。

2 意見・要望事項

(1) 指定管理者における事業の適正な管理執行について

意見・要望事項	
<p>ア 今回の監査においては、物品の管理について改善を要する団体が複数あった。区から貸与された物品等の適正な維持管理は、施設の機能を最大限に発揮し、指定管理事業を円滑に実施するための基本的な業務の一つであるとともに、区民・利用者が安全に安心して施設を利用するために必要なものである。また、個々の貸与物品は区民の貴重な税金から購入されているものであり、その重みは現金と何ら変わるものではない。団体は貸与物品も含めた全ての管理物品について、協定書で定めた財産管理の規定の確認や物品のリストと現物を照合する等、適正な物品管理に努められたい。各所管課においても、基本協定書の記載内容を改めて確認するとともに、事業報告の機会などを通じて管理状況を的確に把握されたい。</p> <p style="text-align: right;">(指定管理施設所管課)</p>	
所属名	措置状況
スポーツ振興課	指定管理者との協定において年に一度の棚卸しを義務付けており、物品が適切に管理されるよう徹底している。引き続き適切な管理がなされるよう指導を行っていく。
地区サービス事務所	指定管理者による物品の管理については、基本協定書及び年度協定書に基づき年1回定期的に物品のリストとの照合等を行っている。改めて基本協定書等に基づく手順の確認を行い、適正な物品の管理及び報告をするよう指導を行っていく。
高齢福祉課	協定書で定めた財産管理の規定の確認等を行い、適正な物品管理に努める。協定書の記載内容を改めて確認するとともに、管理状況を把握し、適切に指導監督を行う。
障害施策推進課	基本協定書の記載内容を改めて確認するとともに、指定管理者からの事業報告や現地確認等の機会を捉えて、当課と指定管理者とで現況を確認し、適切な物品管理に努めていく。
土木管理課	物品管理の基本である「リストと現物の一致」が徹底できず、結果として確認作業が「後回し」になり、リストと現物にズレがあったことは、それを所管課が自ら指摘できなかったことも含め反省するところである。今後は、事業報告の機会を通じて管理状況の的確な把握に努めていく。
道路公園課	指定管理者に区の貸与物品を含めた管理物品リストを作成させ、区の貸与物品については年度協定締結の際に確認し、指定管理者が購入・管理している物品については物品リ

	ストと照合して確認していく。
--	----------------

意見・要望事項	
<p>イ 会計処理においても、適正であることを十分に検証できない状況が見られる団体が複数あった。団体の規模や業務内容は多様であり、意思決定や会計処理体制はそれぞれ異なるとしても、各団体における内部管理規程や経理規程の存在とその遵守などにより、指定管理業務に係る会計処理が適正に行われていることを明確に示さなければならない。各団体においては、改めて協定書で定めた指定管理業務において必要な手続を確認の上、指定管理業務に固有の銀行口座を設置しない場合等、協議を必要とする項目については、所管課と協議を行い、対外的に適正な会計処理として示せる帳票類を整えられたい。所管課においても、協定書で定めた会計処理の意義や目的について改めて確認し、各団体の報告を踏まえ、より効果的な手法を検討し、改善すべき点はその都度見直しを図るなど、適宜適切な指導監督を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(指定管理施設所管課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
スポーツ振興課	<p>指定管理者による区立体育施設の管理運営については、体育施設指定管理者運営評価委員会において、毎年度終了後に運営評価を行っており、収支決算など会計処理に係る報告も踏まえ評価している。運営評価結果は指定管理者にも共有し改善すべき点は示しているが、今後も引き続き運営評価を行い、必要に応じて指導対応を行っていく。</p>
地区サービス事務所	<p>指定管理者による会計処理については、基本協定書及び年度協定書、会計処理についてのマニュアル等に基づき適正に処理が行われるよう指導している。特に、指定管理者において疑義等が生じた場合には、直ちに担当所管が対応しているところである。</p> <p>会計処理マニュアル等については、所管課で適宜見直しを行い、指定管理者に説明している。</p> <p>今後は改めて基本協定書及び年度協定書に基づく会計処理についてのマニュアル等を確認し、適正な会計処理を行うよう指導する。</p>
高齢福祉課	<p>指定管理業務については、法人と協議や情報共有を図りながら適切に対応していく。</p>
障害施策推進課	<p>適正な会計処理が明確に示されるよう、指定管理者に対しては適切な指導監督を行っていく。</p>

土木管理課	NCD（株）は、口座管理にプロジェクト管理（自治体・指定管理業務・委託管理業務等ごとの振り分け）の手法を導入して、それぞれの収支管理を徹底している。ついては、令和6年4月から令和11年3月までの指定管理期間の開始に合わせて、適切な金銭管理が可能となる口座運用が、当該期間に実施されるよう、区とNCD（株）による協議を行ったところである。区とNCD（株）は、口座の分離を行わない当該協議の内容が、例外的な対応であることを認識し、金銭管理に誤りが生じないように今後の業務運営を行っていく。
道路公園課	協定書の会計処理に関する目的や必要手続き等を確認していく。団体からの報告等により随時確認し、必要であれば適切に指導監督を行っていく。

意見・要望事項	
<p>ウ 区においては、指定管理者の効果的・効率的な事業執行と、適正な会計処理を図るため、随時、標準協定書を見直している。平成15年の地方自治法改正により創設された指定管理制度は20年が経過し、他の地方公共団体における実績が蓄積されている。今後も、効果的・効率的な事業運営に資する制度運用に向けて様々な観点から見直しを進められたい。また、所管課は、今回の監査結果を契機として、指定管理者制度の有効な活用について検討を重ね、適切に指定管理事業を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">（企画経営課・指定管理施設所管課）</p>	
所属名	措置状況
企画経営課	区においては、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているが、その当初より、指定管理者制度活用の基本方針を作成し、統一的な対応に努めてきた。基本方針では、公の施設に指定管理者制度を導入する際の基本的な考え方を定めており、制度運用の実態を踏まえ、適宜見直しを図ることとしている。直近では令和6年4月に、民間活用の手法として注目されているPFI方式等による事業実施への対応等について、基本方針の一部改正を行ったところである。今後も、効果的・効率的な事業運営に資する制度運用に向けて必要な見直しに努めていく。
スポーツ振興課	施設の運営管理について、指定管理者制度の有効な活用方法を検討し、適切に実施していく。
地区サービス事務所	指定管理者による管理の実施状況については、施設の設置目的に沿って、効果的・効率的に区民サービスの向上に努めているかなど、毎年度運営評価を行っている。また、指定

	<p>管理期間が終了する年度においては、施設の現状を踏まえ、指定管理者制度の妥当性を検討した上で、次期指定管理者を選定しているところである。</p> <p>令和6年3月末をもって指定管理期間が満了となることから、住区住民会議がこれまで果たしてきた役割等を踏まえつつ、現状の課題や貸室のあり方見直しの基本的な考え方等を視野に入れ、住区住民会議が「地域課題解決のための協議組織」としての役割を、これまで以上に発揮できるよう、導入可能な住区会議室の指定管理者から民間事業者への切り替えを行うこととし、8住区9施設で民間事業者を導入した。</p> <p>令和6年度からの指定管理期間においては、公募により選出した民間事業者による運営及び、公募の特例により選出した住区住民会議による運営が共存することとなる。</p> <p>今後はそれぞれの運営評価を適正に行うとともに地域の実情に合わせた施設の管理運営を行っていく。</p>
高齢福祉課	<p>指定管理業務については、法人と協議や情報共有を図りながら適切に対応していく。また、指定管理者制度の有効な活用についても検討していく。</p>
障害施策推進課	<p>施設の運営管理における指定管理者制度の有効な活用の方法について検討を行い、適切に事業を実施していく。</p>
土木管理課	<p>次期指定管理期間に向けて、標準協定書を順守しながら、より指定管理者が持てる能力を発揮できるよう、令和5年度に協定書の見直しを行った。引き続き、指定管理者制度の有効な活用について検討を重ねていく。</p>
道路公園課	<p>運営・選定評価委員や監査委員からの指摘や助言を受け、今後も業務委託ではできない指定管理者独自のサービスを行い、利用者サービス向上を図っていく。</p>

(2) 財政援助団体等における情報管理体制の確保について

意見・要望事項
<p>多くの団体は、日々直接区民等と接して事業を実施する中で、個人情報に触れ、活用する機会も多い。個人情報については、関係法令を遵守し、各団体の責任において適正に保護し活用することが求められている。また、指定管理者においては基本協定書で個人情報の保護に関して実施すべき事項を明示されている。財務会計に係るデータについても同様であり、細心の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>しかし、今回の監査においては、情報通信機器の管理やそこに保存されているデー</p>

タの管理に関して改善すべき点が認められた。各団体が保有する個人情報の漏えいや紛失は、当該区民等の権利利益を侵害するものであるとともに、区や団体の事業活動への信頼を大きく損なうことを改めて認識されたい。情報管理規程や具体的な行動マニュアルが整備されていない団体においては、速やかに整備し、必要な改善措置を取られたい。また、業務に従事する担当者一人ひとりが情報管理に責任を持ち、情報の紛失や漏えいにつながる個々の手順等を見直すなど、組織全体で情報の適正な管理に対する意識醸成にも取り組まれたい。

情報通信技術（以下「ICT」という。）の急速な進化は、事業の効率性と正確性の向上に寄与するのみならず、コロナ禍を契機としたオンライン会議の開催やテレワークの実施など各団体の運営体制にも大きな影響を及ぼしている。今後の事業実施に当たっては、更なるICTの活用が見込まれるが、同時にそのリスクを把握し事故防止に向けた必要な対応を図らなければならない。所管課においても適正な情報管理手法と事故防止の取組について区が保有する知見等を示し、適宜、実査を行うなど、適切に指導監督をされたい。

（財政援助団体等所管課）

所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	区の規定等を参考とし、団体の実情を踏まえた、情報セキュリティ規定等を速やかに定めるよう求めるとともに、データ管理、IT資産の管理等についても適切な指導管理を行う。
スポーツ振興課	区の情報セキュリティに関する取組などを情報共有し、区の方針に沿った適切な運用をするよう指導していく。
地区サービス事務所	各住区住民会議の運営については、「住区住民会議の運営手引き」や「会計処理について」等のマニュアルに基づき行われており、個人情報に関する取扱いについてもこうしたマニュアルの中で提示し指導を行っている。また、個人情報を含め、情報通信機器やそこに保管されているデータの管理については、住区住民会議への通知、日常業務、住区住民会議連絡会や地区連絡会でも適宜、助言・指導している。今後は、「住区住民会議の運営手引き等」を見直すこととしており、情報通信機器等の管理やリスク管理と事故防止に向けた必要な対応を含め、「住区住民会議の運営手引き等」の充実を図るとともに、団体への意識啓発にこれまで以上に取り組んでいく。
健康福祉計画課	当課では、財政援助団体に対し、効率的な業務執行に向けてICTの積極的な活用を推奨している一方で、利用者や施設職員をはじめとする様々な個人情報や機密情報等を取り扱う上では、そのリスクも説明し、適正な情報管理の徹底を求めてきたところである。

	<p>昨年度は、所属長及びシステム管理者の実査により団体の取組策を確認したところであるが、今後も引き続き、事故防止策に向けた取組を徹底するよう指導していく。</p>
高齢福祉課	<p>個人情報の取扱いについては、協定書の規定を改めて確認し、適切に管理していく。また、情報の適正な管理に対する意識醸成にも努めていく。</p>
障害施策推進課	<p>I C Tの活用が急速に進む状況下において、保有する個人情報の管理を注意喚起し、事故防止に取り組むよう、適切に指導監督を行っていく。</p>
子育て支援課	<p>財政援助団体等の事業執行に伴う個人情報の適正管理については、関係法令に従い内容を充実させるよう周知を図っているが、改めて周知徹底及び指導監督に取り組む。</p>
保育課	<p>財政援助団体等における情報管理体制の確保については、関係法令に基づく適切な管理を徹底するよう課内全職員への周知を行い、課全体で情報の適正な管理に対する意識醸成に取り組む。</p> <p>また、関係団体等について、適切な状況把握及び連絡調整を通し、指導監督に取り組む。</p>
土木管理課	<p>機材による事業運営の一層の進展が見込まれる駐輪場運営は、個人情報保護のシステム構築はしているが、事業運営の効率化とともに、情報漏洩のリスクを抱えることに注意が必要である。区は、指摘の通り実地踏査などの手段を駆使して、指定管理者が、情報漏洩等の事故が起きないことや、もし事故が起きた場合でも適切な初期対応が行われる体制づくりができるよう、指導していく。</p>
道路公園課	<p>指定管理者に対して今一度個人情報に関して適切に取り扱うよう求め、情報管理規程等確認し、作成を求めている。オンライン会議等については指定管理施設では現在はないが、今後必要になってきた場合には適切に指導監督していく。</p>